

登録商標「インテルグロー」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 24(行ケ)10360・平成 25 年 4 月 18 日(2 部)判決<請求棄却>▶特許ニュース No. 13483

### 【キーワード】

商標法 4 条 1 項 8 号(他人の名称, 著名な略称を含む商標), 同法 4 条 1 項 15 号(他人の業務の商品・役務と混同のおそれ), 同法 4 条 1 項 11 号(他人の登録商標と類似の商標で指定商品・役務と類似するものに使用), 同法 4 条 1 項 19 号(国内・外国の需要者間に周知の商標と類似の商標で、不正目的で使用), 同法 4 条 1 項 7 号(公序良俗違反)

### 【事 実】

#### 第 1 原告の求めた判決

特許庁が無効 2 0 1 1 - 8 9 0 0 7 2 号事件について, 平成 2 4 年 7 月 2 0 日にした審決を取り消す。

#### 第 2 事案の概要

本件は, 商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は, 商標法 4 条 1 項 8 号, 1 1 号, 1 5 号, 1 9 号, 7 号の該当性である。(以下, 「7 号」「8 号」「1 1 号」「1 5 号」「1 9 号」というときは商標法 4 条 1 項における号を指す。)

##### 1 特許庁における手続の経緯

(1) 被告(株式会社インテルグロー)は, 本件商標権者である(甲 1 の 1, 2)。

##### 【本件商標】

- ・インテルグロー (標準文字)
- ・登録第 4 9 8 0 7 6 1 号
- ・指定商品及び指定役務 第 1 9 類及び第 3 7 類に属する商品及び役務
- ・出願日 平成 1 8 年 1 月 1 9 日
- ・登録日 平成 1 8 年 8 月 1 8 日

(2) 原告(インテル・コーポレーション)は, 平成 2 3 年 8 月 1 8 日, 本件商標の登録無効審判(無効 2 0 1 1 - 8 9 0 0 7 2 号)を請求した。

特許庁は, 平成 2 4 年 7 月 2 0 日, 「本件審判の請求は成り立たない。」との審決をし, その謄本は同月 2 7 日, 原告に送達された。

(3) 原告は, 商標登録無効事由として, 本件商標登録が商標法 4 条 1 項 8 号, 1 1 号, 1 5 号, 1 9 号及び 7 号に該当することを主張した。

(4) 原告が 1 1 号該当について審判で主張した引用商標は, 次のとおりである(一括して「引用商標」という。)

登録第 4 3 6 2 6 1 9 号商標(甲 2)

商標の構成: I N T E L (標準文字)

登録出願日：平成9年10月23日  
設定登録日：平成12年2月18日  
更新登録日：平成21年10月20日  
指定商品：第14類，第16類，第18類及び第25類に属する商標  
登録原簿に記載のとおりの商品  
登録第4456379号商標（甲3）  
商標の構成：

INTEL

登録出願日：平成11年1月7日  
設定登録日：平成13年3月2日  
更新登録日：平成23年3月1日  
指定商品：第9類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品  
登録第4634154号商標（甲6）  
商標の構成：INTEL（標準文字）  
登録出願日：平成12年3月30日  
設定登録日：平成15年1月10日  
指定商品及び指定役務：第9類及び第42類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品及び役務

登録第4997875号商標（甲7）  
商標の構成：別紙に示すとおり  
登録出願日：平成17年12月28日  
設定登録日：平成18年10月20日  
指定商品：第14類，第18類，第21類，第25類及び第28類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品

登録第5054296号商標（甲8）  
商標の構成：別紙に示すとおり  
登録出願日：平成17年12月28日  
設定登録日：平成19年6月15日  
指定商品：第9類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品

登録第5076985号商標（甲9）  
商標の構成：別紙に示すとおり  
登録出願日：平成17年12月28日  
設定登録日：平成19年9月14日  
指定商品及び指定役務：第16類，第38類，第41類及び第42類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品及び役務

登録第4614499号商標（甲11）  
商標の構成：INTEL（標準文字）

登録出願日：平成10年7月27日  
設定登録日：平成14年10月18日  
指定役務：第37類及び第42類に属する商標登録原簿に記載のとおり  
の役務

登録第4733468号商標（甲12）  
商標の構成：インテル（標準文字）  
登録出願日：平成13年3月12日  
設定登録日：平成15年12月12日  
指定商品及び指定役務：第9類，第37類，第41類及び第42類に属  
する商標登録原簿に記載の商品及び役務

## 2 審決の理由の要点

### (1) 8号について

ア 本号が，他人の肖像又は他人の氏名，名称，著名な略称等を含む商標はその他人の承諾を得ているものを除き商標登録を受けることができないと規定した趣旨は，人の肖像，氏名，名称等に対する人格的利益を保護すること，すなわち，人（法人等の団体を含む）は，自らの承諾なしにその氏名，名称等を商標に使われることがない利益を保護することにあるところ（最高裁平成17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号595頁），問題となる商標に他人の略称等が存在すると客観的に把握できず，当該他人を想起，連想できないのであれば，他人の人格的利益が毀損されるおそれはないと考えられる。そうすると，他人の氏名や略称等を「含む」商標に該当するかどうかを判断するに当たっては，単に物理的に「含む」状態をもって足りるとするのではなく，その部分が他人の略称等として客観的に把握され，当該他人を想起・連想させるものであることを要するものと解すべきである（知財高裁平成21年10月20日，同年（行ケ）第10074号判決参照）。

### イ 略称「インテル」について

(ア) 原告の名称が「インテルコーポレーション」と表示されることから，これより法人であることを表示する「コーポレーション」を除いた「インテル」が同人の略称に該当するものであることは明らかである。

(イ) 原告の提出した証拠（甲13～54）及び主張によれば，以下の事実が認められる。

原告は，集積回路の開発，製造及び販売の事業を行う企業として，昭和43年に米国で設立された会社であり，昭和46年に世界初のマイクロプロセッサ（MPU）を発売し，その後もMPUの開発を続け，次々に製造販売した。その間，売上高も半導体製造分野において1位となり，MPUのシェア80%を占めるなど，世界的規模で事業展開している。そして，我が国においても，日本法人を設立して営業活動を展開している。

その際、「INTEL」、「intel inside」の商標を継続して商品に使用したのに加え、「インテル・インサイド・プログラム」という商標の使用許諾制度を導入して上記商標の使用を許諾し、原告のマイクロプロセッサを搭載したパーソナルコンピュータ等の商品の広告宣伝活動を支援した。上記商標は、我が国内においても、ライセンシーのコンピュータ関連の商品とその広告宣伝において継続して使用された。

そして、カタログやプレスリリースにおいて、「インテル」の表示をもって自称し、また、原告に関する紹介記事において、同人を「INTEL」と表記するもののほか、頻繁に「インテル」と表記されていることが認められる。

(ウ) しかして、原告に係る商品に商標「INTEL」や別掲2（判決別紙と同一）に示す商標が使用され、「インテル」の称呼をもって、当該商標がその需要者の間で広く認識されるものとなったこと、また、「インテル」の略称（表示）をもって、原告の業績等が紹介されていることなどに照らせば、原告の略称である「INTEL」や「インテル」（以下「引用使用商標」という。）は、本件商標の登録出願時には、原告の業務に係る商品（半導体・集積回路等）の取引者・需要者を始めとして、相当に広い範囲にわたり知られるに至っていたと推認することができるものである。

#### ウ 本件商標について

本件商標は、「インテルグロー」の文字からなるものであるところ、その構成各文字が、同じ書体、同じ大きさ、等間隔で表されていることに照らせば、外観上一体として把握されるとみるのが自然である上、なじみのない語であり、一見して一連の造語として理解されるというのが相当である。

したがって、本件商標は、たとえその構成文字中に「インテル」の文字を有するとしても、一体不可分のものとして認識されるものであるから、該「インテル」の文字は、本件商標全体の文字列の中に埋没して当該文字部分のみが客観的に把握されるものではないから、原告を想起させるものではないと認めるのが相当であり、本号の「他人（原告）の略称を含む商標」には当たらないというべきである。

エ 原告は、「インテル」に付随する語尾の3文字「グロー」が、英語においては「育つ」、「成長する」、「発達する」の意の語を形成する場合に用いられる単語であって、我が国における英語の普及度に徴すると、「インテル社とともに育つ」、「インテル社の成長」、「インテル社の発展」等の語意を直感するにとどまる者が多いことは明らかである旨主張する。

しかしながら、本件商標は、上記のとおり、一連一体的に構成されたものであって、これを「インテル」と「グロー」とに分離して観察しなければならない格別の理由は見いだせない上、仮に「インテル」と「グロー」とに分離したとして、「グロー」が直ちに何らかの観念をもって理解されるほどに、

我が国において知られ親しまれた文字（語）であるとは認められず、また、当該「グロー」が「インテル」部分に付随する性質を有する文字であるとみるべき証左は見いだせない。

しかして、我が国の英語の普及程度を勘案しても、原告のいうように「グロー」をして英語「grow」の表音とし、「育つ」、「成長する」、「発達する」の意を認識した上で、「インテルグロー」が「インテル社とともに育つ」、「インテル社の成長」、「インテル社の発展」等の意を直感するものとして把握されるとは、到底認め難いといわざるを得ない。

したがって、原告の主張は採用できない。

#### オ 小括

以上のとおり、本件商標は、他人の著名な略称を含む商標に該当するものとは認められないから、たとえ、原告の承諾がないとしても、8号に違反して登録されたものということとはできない。

#### (2) 11号について

本件商標は、上述のとおり、一連の造語として看取されるものというべきであり、これより「インテル」部分に限定して、出所識別標識として強く支配的な印象を与える部分であるとすべき特段の理由は見いだせない。また、本件商標の構成文字から生じる「インテルグロー」の称呼も格別冗長でなく一気に称呼し得るものであるから、「インテル」の称呼を生じるものとは認められず、「インテルグロー」の一連の称呼のみを生じるものというべきである。

他方、引用商標は、上記1(4)に示すとおり構成からなるものであり、いずれも、その構成文字の「INTEL」、「intel」あるいは「インテル」に相応して「インテル」の称呼を生じるものである。

しかして、本件商標の称呼「インテルグロー」と引用商標の称呼「インテル」を対比しても、構成音数が全く相違する上、後半部で「グロー」の音の有無の明らかな相違により、全体の音感が異なり、彼此相紛れるおそれはないものである。

また、本件商標と引用商標の外観構成は明確に相違するものであり、両者から受ける印象は異なるものであるから、外観上、本件商標と引用商標が相紛れるおそれはないものである。

さらに、本件商標は、特定の観念を生じさせない造語として看取されるものであるから、引用商標と観念について比較することができず、観念上相紛れる余地はないものである。

してみれば、本件商標は、外観、称呼及び観念のいずれからみても、引用商標に類似する商標であると判断することはできないものである。

なお、原告は、指定商品・指定役務について、需要者の間に「広く認識された他人の登録商標と他の文字と結合した商標」は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、その他人の

登録商標と類似するものと判断することが妥当であると主張する。

しかし、本件商標の指定商品・指定役務の分野において、引用商標が使用され、その需要者間に広く認識された商標となっているとの実情を首肯するに足りる証拠はない。そうすると、原告の上記主張によっては、本件商標と引用商標とが非類似であるとする上記判断は左右され得ないというべきである。

したがって、本件商標は、指定商品・指定役務について論及するまでもなく、引用商標をもって、11号に違反して登録されたものということとはできない。

### (3) 15号について

ア 証拠（甲53ほか）によれば、上記(1)イに記載したように、引用使用商標は、原告が同人の業務に係る商品（集積回路等）に継続して使用した結果、本件商標の登録出願時には、原告の商品を表示する商標として、上記商品の需要者の間では広く認識されるに至っていたと認められるものである。

しかし、本件商標の構成中に「インテル」の文字部分を有するものの、本件商標と引用商標とが類似する商標と認められないこと、「インテル」の文字部分を有することをもって、本件商標が原告と関連づけてみられるともいい難いことは、上記のとおりである。因みに、「インテル」の文字は、「INTEL」の表音に当たるものであるが、「活字組版で、行間を適当な広さにするため挿入する木製または金属製の薄い板」を意味する語でもある（「広辞苑」参照）ことを勘案すれば、唯一、原告に由来する標章とまでいうことはできないというのが相当である。

さらに、引用使用商標が使用される商品と本件商標の指定商品である「建築用又は構築用の専用材料」等とは、品質・用途・流通経路等が全く異なり、関連性がないか、極めて薄いものである。また、本件商標の指定役務も「建設工事」等であり、引用商標の商品との関連性の程度は極めて低いものである。それゆえ、それぞれの需要者も共通であるとはいえない。

しかして、商標間の類似性の程度、引用使用商標の周知性の程度、使用される商品間又は商品と役務間の関連性の程度、需要者の共通性等を総合勘案してみれば、本件商標をその指定商品・指定役務に使用した場合、これに接する需要者が引用商標や原告を想起し連想して、当該商品や役務を原告あるいは同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品や役務の如く誤信するとは認め難く、商品の出所について混同を生じさせるおそれがあるとはいえないと判断するのが相当である。

したがって、本件商標は、15号に違反して登録されたものということとはできない。

イ なお、原告は、商標「INTEL」についての防護標章登録を挙げて、「これと実質的に同一の『インテル』を標章に含む本件商標が指定商品・指定役務に使用されると、出所の混同を生じるおそれがある」旨主張している。

しかしながら、本件商標の指定商品について商標「INTEL」が防護標

章登録されているとしても、本件商標が当該防護標章登録の基本の登録商標と同一あるいはこれと類似するものでないことは、前記(2)のとおりである。

してみれば、本件商標と上記基本の登録商標とは「インテル」の称呼を共通にするものではなく、別異の商標とみるのが相当であるから、挙示の防護標章登録をもって直ちに、本件商標の指定商品・指定役務についての使用により、原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとすることはできないというべきであるから、原告の上記主張は採用することができない。

(4) 19号について

引用商標が外国及び我が国において需要者の間に広く認識されている商標に当たるものであるとしても、本件商標が引用商標と同一又は類似するものではないこと前記のとおりであるから、本号の他の要件について論及するまでもなく、本件商標は、19号に違反して登録されたものとはいえない。

(5) 7号について

本件商標は、その構成自体において公序良俗を害するおそれがないものであることは明らかである。そして、当事者の主張及び証拠によってみても、その出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあつた等の事情をうかがわせる具体的な理由及び証拠は見いだせず、ほかに、本件商標を指定商品・指定役務に使用することが公の秩序を乱すこととなる等の事情も認められないものである。

したがって、本件商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標には該当せず、7号に違反して登録されたものとはいえない。

(6) まとめ

以上のとおり、本件商標は、7号、8号、11号、15号及び19号に違反して登録されたものではないから、商標法46条1項1号の規定により、その登録を無効とすることはできない。

【判 断】

1 取消事由1（8号の適用の誤り）について

原告の略称である「インテル」が、原告の業務に係る商品（半導体・集積回路等）の取引者・需要者を始めとして、相当に広い範囲にわたり知られるに至っていたことは、審決認定のとおりである（甲13～18，20～51）。

これに対し、本件商標は、「インテルグロー」の片仮名を標準文字で同書、同大、等間隔に書かれ外観視覚上極めてまとまりよく一体に表され、これより生ずると認められる「インテルグロー」の称呼も冗長でなく無理なく一気一連に称呼し得るものであるから、一体不可分の造語として理解されるとみるのが相当である。

したがって、本件商標は、その構成文字中に「インテル」の文字を有するけれども、一体不可分のものとして認識されるものであるから、「インテル」の

文字は、本件商標全体の中に埋没していて、そのみが独立して把握されるものではない。したがって、本件商標は、原告を想起させるものではなく、8号の「他人の略称を含む商標」には当たらないとした審決の判断に誤りはない。

原告は、表示「インテル」又は「INTEL」が原告の略称として著名であるから、一般世人は本件商標から原告の著名な略称である「インテル」又は「INTEL」を容易に想起すると主張するけれども、集積回路又は半導体以外の商品分野において、表示「インテル」又は「INTEL」が原告の略称として著名であるとは認められない。防護標章登録の事実から、当該標章が著名であることを推認することもできない。

原告はまた、本件商標における「グロー」が「成長する」を意味する英単語として一般人になじみの深い語であることをもって、「インテル」の部分「グロー」と分離して認識するというが、「成長する」に対応する英単語“grow”の発音が「グロウ」であることは一般人にとって常識であって（甲55）、後記のとおり、被告が「グロー」に「成長」の意味を込めたとしても、「インテルグロー」から「インテル」が「グロウ」として認識するものとは、一般的には推測しにくい。いずれにしても、「インテルグロー」が一気一連に称呼されるものであることは上記認定のとおりである。

本件商標が8号に違反して登録されたものということとはできないとの審決の判断に誤りはなく、取消事由1には理由がない。

## 2 取消事由2（11号の適用の誤り）について

(1) 本件商標は、「インテルグロー」の片仮名を標準文字で同書、同大、等間隔に書かれ外観視覚上極めてまとまりよく一体に表されているものである。

また、本件商標は、これより生ずると認められる「インテルグロー」の称呼も冗長でなく無理なく一气一連に称呼し得るものである。なお、乙16には、本件商標と同一の構成をもつ被告の名称について「より快適な住空間づくりと情報（INTELLIGENCE：インテリジェンス）の提供により、お客様の満足を喜びと感じ、企業として成長（GROW：グロー）していこう」との「真心をこめた」旨の記載があるものの、本件商標の構成態様だけからは、そのような意義を見て取ることはできない（上記1の説示参照）。

そうすると、本件商標は、その構成全体をもって一体不可分の造語として認識し把握されるとみるのが自然であり、その構成文字全体に相応し一連して「インテルグロー」の称呼を生じさせ、特段の観念を生じない。

原告は、本件商標は原告の著名な略称である「インテル」を含むから、需要者・取引者が本件商標の「インテル」の構成部分を分離して観察することは、取引上不自然ではなく、本件商標の構成部分の一部である「インテル」が、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるから、本件商標からは「インテル」の称呼を生じ、「インテル社が成長する」「インテルの製品が発展する」の観念を生じると主張する。



しかし、本件商標中の「グロー」については取消事由1について判断した説示のとおりであり、本件商標は標準文字の片仮名文字をもってまとまりよく一体に表されているもので、上記のように一体不可分の語としてみるべきであるから、「インテル」が原告の著名な略称であることを理由として、一般需要者及び取引者が、本件商標を「インテル」と「グロー」に分離観察するものと認めることはできない。

(2) 他方、引用商標は、単独の「INTEL」又は「インテル」の文字よりなるものか、特徴のある字体で「INTEL」の欧文字を顕著に表わし、その周りを切れ目のある傾いた楕円で囲んでなる構成のものであるから、引用商標からは、その構成各文字に相応して「インテル」の称呼を生じ、特段の観念を生じない。

(3) 本件商標と引用商標との対比

本件商標より一体不可分に生ずる「インテルグロー」の称呼と引用商標より生ずる「インテル」の称呼とは、「インテル」の部分において共通するものの、構成音数若しくは音構成において相当の差異を有するものであるから、明確に聴別することができ、本件商標と引用商標とは、称呼上、明らかに区別し得るものである。

また、本件商標と引用商標とは、外観上、判然と区別し得るものであり、また、いずれも特段の観念を生じないことは上記(1)、(2)のとおりであって、観念において共通するところがない。

そうすると、本件商標と引用商標とは、類似するものということとはできない。

指定商品、役務の類否について判断するまでもなく、本件商標は11号に違反して登録されたものということとはできないとの審決の判断に誤りはなく、取消事由2には理由がない。

3 取消事由3（15号の適用の誤り）について

(1) 本件商標と引用商標とが非類似であることは上記1で判示したとおりであるが、引用商標に係る商品の取引実態についてみる。

甲2～54、56、57によれば、原告は、半導体・集積回路等の世界最大の製造販売業者であって、その略称でもある商標「インテル」や「INTEL」が、半導体・集積回路等の取引者・需要者の間では著名であり、他方、原告の業務に係る商品を組み込んだパソコン、サーバや、それらの広告に「intel inside」ロゴを表示するマーケティング手法によって、一般消費者へも認知度を高めており、本件商標の登録出願時において既に、上記商標が半導体・集積回路等の分野での原告商標であるものとして相当に広い範囲にわたり知られるに至っていたことを認めることができる。

しかし、原告の業務に係る商品（半導体・集積回路等）は、電子機器の部品であり、ブランド構築の難易度が高い業界に属し、「intel inside」プログラム等のマーケティング的努力によって、商標「インテル」、「I

INTEL」が、半導体・集積回路等や、パソコン、サーバの取引分野において、これら商標のブランド力を浸透させるのに成功したことは優に認めることができるものの（甲49など）、これらの取引分野を超えて、著名となっていることまで認めるに足りる証拠はない。原告が住宅設備機器・建材商品の販売・施工を行っているとは認められず、原告主張の防護標章登録の事実からは、これら商標が防護標章登録の商品、役務の分野において著名となっていることを推認することはできない。

(2) 本件商標の指定商品又は役務は、原告の上記商標「インテル」,「INTEL」が使用して取引される商品又は役務と異なり、商標「インテル」,「INTEL」が、半導体・集積回路等や、パソコン、サーバ以外の取引分野においても著名であるとは認められない。そして、本件商標は前記のとおり「インテルグロー」と一連に称呼されるものであり、イタリアのサッカーチーム「Internazionale Milano（インターナショナル・ミラノ）が我が国において「インテル」の略称で有名であることは当裁判所にも顕著であり、我が国における一般消費者がパソコン、サーバ以外の取引分野において「インテル」の音を聞いたときに、原告の商標「インテル」,「INTEL」を想起すると限らないものと認められる。

これらを合わせ考慮すると、本件商標が指定商品又は役務に使用されることによって、原告又はこれと営業上何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように、出所について混同を生じるおそれがあるとは認められない。

(3) 本件商標の取引実態についてみても、被告は「株式会社インテルグロー」の商号を有し、本件商標を使用して、住宅設備機器・建材商品の販売・施工を行う、1956年設立の株式会社であり、従業員は準社員を含め136名、主たる業務は、住宅設備機器（便器・水栓金具等）・配管資材・各種タイル・石材の販売、タイル工事の施工・付帯サービス、住設工事（システムバス・システムキッチン等）の施工管理・付帯サービスである。被告は、建築工事業・大工工事業・管工事業・タイル、れんが、ブロック工事業、内装仕上工事業の国土交通大臣許可を有し、一級建築士2名、二級建築士2名、一級建築施工管理技士1名、二級建築施工管理技士3名、二級管工事施工管理技士15名、インテリアコーディネーター3名、キッチンスペシャリスト7名、建設業経理士1級2名、建設業経理士2級1名、福祉住環境コーディネーター2級18名、浄化槽設備士4名の有資格者を擁している。その取扱工事は、湿式タイル工事、乾式タイル工事、ユニットバスルーム工事、システムトイレ工事、空調機器・換気扇工事、浄化槽・水処理施設工事、システムキッチン工事、ディスプレイ取付工事、フローリング工事、パイル工事、軒天工事、内装仕上工事、外部仕上工事、屋根工事、金属製建具工事、外構工事、ガーデニング工事、太陽光発電システム、カーテン工事、取扱商品は、外装用建材、住宅内部造作材、床材

内部造作材，壁材，床暖房，暖炉，屋根材，外構材，衛生陶器・水洗金具，システムトイレ，洗面化粧台，ユニットバスルーム，サウナ，システムキッチン，ガス・石油給湯器，電気温水器，空調機器・換気扇，高架水槽，給水加圧装置，浄化槽・水処理施設，配管パック，水道集中検針装置，業務用生ごみ処理装置，電設資材，上下水道配管資材，建設設備配管資材，プラント配管資材，内外装タイル，石材，天然大理石・人造石，エクステリア，インターロッキング，ガラスブロック，各種れんが，電動工具，タイル施工材料・接着剤・工具，珪藻土仕上材，内外装仕上材，セメントである（甲1の1，2，甲60）。

他方，被告が，半導体・集積回路等の製造販売を行っているとは認められない。

(4) したがって，本件商標は，15号に違反して登録されたものということとはできないとの審決の判断に誤りはなく，取消事由3には理由がない。

#### 4 取消事由4（19号の適用の誤り）について

本件商標が引用商標と類似しないこと，原告の商標「インテル」，「INTEL」が，半導体・集積回路等や，パソコン，サーバ以外の取引分野においても著名であるとは認められないこと，本件商標が指定商品又は役務に使用されることによって，原告又はこれと営業上何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように，出所について混同を生じるおそれがあるとは認められないことは，上記のとおりである。したがって，本件商標の使用により，商標「インテル」若しくは「INTEL」に化体した信用，名声，顧客吸引力等を毀損させるおそれがあるとは認められず，本件商標が，不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって登録されたものということとはできない。

したがって，本件商標は，19号に違反して登録されたものということとはできないとの審決の判断に誤りはなく，取消事由4には理由がない。

#### 5 取消事由5（7号の適用の誤り）について

本件商標は，その構成文字中に「インテル」の文字を有するけれども，「インテルグロー」と一体不可分のものとして認識されるものであるから，「インテル」の文字は，本件商標全体の中に埋没して，そのみが独立して把握されるものではなく，本件商標は，原告の商標「インテル」又は「INTEL」を想起させるものではない。他に，本件商標を指定商品・指定役務に使用することが公の秩序を乱すこととなる等の事情は認められない。

したがって，本件商標は，7号に違反して登録されたものということとはできないとの審決の判断に誤りはなく，取消事由5には理由がない。

#### 結 論

以上によれば，原告主張の取消事由にはいずれも理由がない。よって，原告の請求を棄却することとして，主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 原告（審判請求人）は、米国カリフォルニア州サンタクララにある著名企業のインテル・コーポレーションであるところ、わが国において、第37類などの役務について、「INTEL」（登録第4614499号）、「インテル」（登録第4733468号）の登録商標を有している。また、同社のロゴマークとしては、判決別紙に添付されている引用商標 ~ がある。これも第37類の役務を指定している。

2. ところが、被告の株式会社インテルグローという愛知県の会社が、商号と同一名の商標「インテルグロー」を第19類の商品と第37類の役務を指定して商標登録したことから、原告は自社名をそのまま商標として（その逆かも）「intel インテル」を包含して生み出した本件商標を使用することは、権利侵害のおそれがあることから、原告はその商標登録を無効とする審判を請求した。

原告が理由とする規定は、商標法4条1項の中の8号，11号，15号，19号及び7号であったが、審判部はいずれの規定についても適用することはできないと判断した。

そこで、以下、各号の適用の可否について検討するが、裁判所においては審決と同様の理由によって原告の主張を全部否認したのである。

### 3. 商標法4条1項8号の適用について

8号は、「他人の・・・名称・・・若しくはこれらの著名な略称を含む商標」の登録を禁止する規定であり、この他人には法人も含まれている。すると、「Intel インテル」は原告会社の名称であり、また著名な略称といえるから、これを「含む」被告の商標は正に文字どおり同規定に該当するものと解されても仕方ないだろう。

ところが、判決は、本件商標「インテルグロー」は、「一体不可分のものとして認識される」から、「インテル」の文字は、「本件商標全体の中に埋没していて、そのみが独立して把握されるものではない」ので、「本件商標は、原告を想起させるものではない」と認定し、「他人の略称を含む商標」には当たらないとした審決の判断に誤りはないと判断した。判決はまた「インテルグロー」は、「一気一連に称呼されるものである」ことも理由としている。

しかしながら、このような認定判断は、8号の規定の趣旨に反する考え方ではないだろうか。「グロー」は新しい文字語であり、「インテルグロー」と一気一連に称呼できるとしても、その頭部には「インテル」という著名な造語的表示が表示されているのであるから、「グロー」の意味がどうであれ、頭部にある「インテル」の文字語の力は強大であるといえる。

したがって、本件商標はそのような強力な文字語を頭部に借用した標章であ

るといえるのである。

もしそれを否定するのであれば、被告に対し、本件商標の採択の謂れは何であるかを問い質したいところである。

#### 4. 商標法4条1項11号の適用について

裁判所は、本件商標「インテルグロー」について、「片仮名の標準文字で同書、同大、等間隔に書かれ外観視覚上極めてまとまりよく一体に表されているもので」、「称呼も冗長でなく無理なく一気一連に称呼し得るものである」と認定した。したがって、本件商標は、「その構成全体をもって一体不可分の造語として認識し把握されるとみるのが自然であり、その構成文字全体に相応し一連して『インテルグロー』の称呼を生じさせ、特段の観念を生じない」と認定した。

これに対し原告は、本件商標は原告の著名な略称「インテル」を含み、需要者・取引者が本件商標の「インテル」の部分分離観察することは取引上不自然ではなく、「取引者・需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるから」、本件商標からは「インテル」の称呼を生じ、観念も生じると主張した。

この原告の主張に対して裁判所は、前記8号に対する説示と同様の考え方によって否認したけれども、疑問である。

また裁判所は、法4条1項11号の適用の可否を決める際に、本件商標と引用商標とを「対比」して観察しているが、これは意匠の類否判断をする際の基準である。商標の類否判断の基準は、時間と空間を超えて「離隔」的観察によらなければならないから、対比では妥当な類否判断はできないのである。

したがって、もし両商標を需要者が離隔的に観察した場合には、不可分一体の文字語であっても、頭部の「インテル」の文字語の印象が強いから、「インテル」を含む本件商標「インテルグロー」とは、出所の混同を起こすほどに類似する商標であると判断することになるだろう。

#### 5. 商標法4条1項15号の適用について

裁判所は、引用商標に係る商品の取引実態についてみるとしたが、原告の業務に係る商品（半導体・集積回路等）は電子機器の部品であり、ブランド構築の難易度が高い業界に属するから、これらの取引業界を超えて著名となっていることを認めるに足る証拠はないとして、推認はできないと認定した。

ししながら、15号の規定は前記11号の適用ができない商標についても適用できる場合を想定しているところ、本件商標は原告の業務に係る役務の出所として、需要者に何らかの関係があるものと連想させ、誤信の動機を与えて混同を生じさせるおそれがある商標といえるだろう。これについて裁判所は、原告の取引分野を超えて「インテル INTEL」が著名となっていることを

認める証拠はないと説示するが、15号の適用にあつては、他人の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがある商標が、著名であることを要件としなければならないとは問われていないのだから、このような説示はおかしい。

したがって、11号に規定する商標の類似の点が困難であるとしても、15号の規定する誤信による混同のおそれがあり得ると解することができるのである。

#### 6. 商標法4条1項19号の適用について

裁判所は、本件商標が引用商標「インテル INTEL」とは類似しないこと、引用商標が取引分野以外の分野においても著名であることが認められないこと、本件商標は原告又はこれと営業上何らかの関係を有する者の業務に係る商品・役務であるかのように出所の混同を生ずるおそれがあるとは認められないことを理由に、本件商標が引用商標に化体した信用等を毀損させるおそれがあったり、不正の利益を得る目的や損害を加える目的その他の不正の目的をもって登録されたものとはいえないと説示し、19号の適用にも当たらないと判断した。

裁判所のそれまでの考え方からすれば、当然このような帰結になるのだろうが、それ以前における前記8号、11号、15号についての適用を否定した考え方には疑問が残るといわざるを得ない。

#### 7. むすび

例えば、他人が「アップルグロー」という商標を、アップル社の「アップル Apple」とは類似しない(11号)または混同しない(15号)として同一の役務を指定して出願した場合に、特許庁は登録し、裁判所も登録を維持することになるのだろうか。

そのような文字語の結合標章の事例はいくらでも考えられるから、本件は今後の商標登録制度のあり方を考えるための事案となったといえるだろう。

〔牛木 理一〕

【引用商標 ～ 】(判決別紙)



【引用商標 】(判決非別紙)

【公報種別】商標公報

(111) 【登録番号】商標登録第4614499号(T4614499)

(151) 【登録日】平成14年10月18日(2002.10.18)

(541) 【登録商標(標準文字)】INTEL

(500) 【商品及び役務の区分の数】2

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第37類 電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ・光ディスク・光磁気ディスク・CD-ROM並びにマウスその他の位置入力装置・キーボード・プリンターその他の周辺機器を含む。)・集積回路・マイクロプロセッサ・マイクロコンピュータ・電子計算機通信ネットワーク接続用カード・未記録の電子計算機用電子回路・未記録の電子計算機用磁気ディスク・未記録の電子計算機用磁気テープ・未記録の電子計算機用光ディスク・未記録の電子計算機用光磁気ディスクその他の電子応用機械器具及びその部品の設置工事, モデム・テレビ会議通信機械器具・電話会議通信機械器具・ビデオカメラ・ヘッドフォンその他の電気通信機械器具の設置工事, 測定機械器具の設置工事, 電気磁気測定器の設置工事, その他の機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらにより構成される設備の設置工事, 電気通信工事, 電気工事, 電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ・光ディスク・光磁気ディスク・CD-ROM並びにマウスその他の位置入力装置・キーボード・プリンターその他の周辺機器を含む。)・集積回路・マイクロプロセッサ・マイクロコンピュータ・電子計算機通信ネットワーク接続用カード・未記録の電子計算機用電子回路・未記録の電子計算機用磁気ディスク・未記録の電子計算機用磁気テープ・未記録の電子計算機用光ディスク・未記録の電子計算機用光磁気ディスクその他の電子応用機械器具及びその部品の設置工事に関する技術支援及びコンサルティング, モデム・テレビ会議通信機械器具・電話会議通信機械器具・ビデオカメラ・ヘッドフォンその他の電気通信機械器具の設置工事に関する技術支援及びコ

ンサルティング，測定機械器具の設置工事に関する技術支援及びコンサルティング，電気磁気測定器の設置工事に関する技術支援及びコンサルティング，その他の機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらにより構成される設備の設置工事に関する技術支援及びコンサルティング，電気通信工事に関する技術支援及びコンサルティング，電気工事に関する技術支援及びコンサルティング，電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ・光ディスク・光磁気ディスク・CD-ROM並びにマウスその他の位置入力装置・キーボード・プリンターその他の周辺機器を含む。）・集積回路・マイクロプロセッサ・マイクロコンピュータ・電子計算機通信ネットワーク接続用カード・未記録の電子計算機用電子回路・未記録の電子計算機用磁気ディスク・未記録の電子計算機用磁気テープ・未記録の電子計算機用光ディスク・未記録の電子計算機用光磁気ディスクその他の電子応用機械器具及びその部品の修理又は保守，モデム・テレビ会議通信機械器具・電話会議通信機械器具・ビデオカメラ・ヘッドフォンその他の電気通信機械器具の修理又は保守，測定機械器具の修理又は保守，電気磁気測定器の修理又は保守，民生用電気機械器具の修理又は保守，配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守，半導体製造装置の修理又は保守，集積回路製造装置の修理又は保守，業務用テレビゲーム機その他の業務用遊戯機械器具及び遊園地用機械器具の修理又は保守，ビリヤード用具及びスロットマシンその他の遊戯用具の修理又は保守，家庭用テレビゲームおもちゃ・電子おもちゃその他のおもちゃの修理又は保守，電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ・光ディスク・光磁気ディスク・CD-ROM並びにマウスその他の位置入力装置・キーボード・プリンターその他の周辺機器を含む。）・集積回路・マイクロプロセッサ・マイクロコンピュータ・電子計算機通信ネットワーク接続用カード・未記録の電子計算機用電子回路・未記録の電子計算機用磁気ディスク・未記録の電子計算機用磁気テープ・未記録の電子計算機用光ディスク・未記録の電子計算機用光磁気ディスクその他の電子応用機械器具及びその部品の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，モデム・テレビ会議通信機械器具・電話会議通信機械器具・ビデオカメラ・ヘッドフォンその他の電気通信機械器具の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，測定機械器具の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，電気磁気測定器の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，民生用電気機械器具の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，半導体製造装置の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，集積回路製造装置の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，業務用テレビゲーム機その他の業務用遊戯機械器具及び遊園地用機械器具の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，ビリヤード用具及びスロットマシンその他の遊戯用具の修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング，家庭用テレビゲームおもちゃ・電子おもちゃその他のおもちゃの修理又は保守に関する技術支援及びコンサルティング



【引用商標】（判決非別紙）

【公報種別】商標公報

（111）【登録番号】商標登録第4733468号（T4733468）

（151）【登録日】平成15年12月12日（2003.12.12）

（541）【登録商標（標準文字）】インテル

（500）【商品及び役務の区分の数】4

（511）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第37類 電子計算機・その他の電子応用機械器具とその部品の設置工事及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，モデム・コンピュータによる音声・映像を用いた会議通信機械器具・テレビ会議通信機械器具・電話会議通信機械器具・ビデオカメラ・ヘッドフォン・その他の電気通信機械器具の設置工事及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，測定機械器具の設置工事及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，電気磁気測定器の設置工事及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，その他の機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらにより構成される設備の設置工事及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，電気通信工事及びこれに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，電気工事及びこれに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，電子計算機・その他の電子応用機械器具とその部品の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，モデム・コンピュータによる音声・映像を用いた会議通信機械器具・テレビ会議通信機械器具・電話会議通信機械器具・ビデオカメラ・ヘッドフォン・その他の電気通信機械器具の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，測定機械器具の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，電気磁気測定器の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，民生用電気機械器具の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，配電用又は制御用の機械器具の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，半導体製造装置の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，集積回路製造装置の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，業務用テレビゲーム機その他の業務用遊戯機械器具・遊園地用機械器具の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，ピリヤード用具・スロットマシンその他の遊戯用器具の修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング，家庭用テレビゲームおもちゃ・電子おもちゃその他のおもちゃの修理又は保守及びこれらに関する技術情報の提供・技術的助言・コンサルティング